⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続
⑺　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
⑻　随意契約による場合にはその理由
⑼　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約日から少なくとも三年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　理事長は、農林水産省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に送付するものとする。
附　則
1　この規程は、平成13年４月１日から施行する。
2　この規程は、この規程の実施の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。
附　則
この規程は、平成14年11月30日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年７月１日から施行する。
附　則
1　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
2　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 11 日
独立行政法人日本貿易振興機構
◎調達機関番号　579　◎所在地番号　13
1　改正された規程の名称
政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程
（http://www.jetro.go.jp/disclosure/info/seifu2014.pdf　参照）
2　この公表に関する問合せ先
〒107―6006 東京都港区赤坂１丁目12番32号
日本貿易振興機構　総務部管理課
電話03―3582―5548

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 11 日
国立大学法人福島大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　07
1　改正された規則の名称等
国立大学法人福島大学政府調達契約事務取扱要領
（http://www.fukushima-u.ac.jp/for_company/financial_affair/img/seifuchoutatsu.pdf参照）
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人福島大学　財務課
ＴＥＬ024―548―8104

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 11 日
国立大学法人福井大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　18
1　改正された規則の名称等
国立大学法人福井大学政府調達事務取扱要項
（http://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/procurement.html参照）
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人福井大学財務部財務課
ＴＥＬ0776―61―3111（内線2061）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 11 日
国立大学法人京都大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
1　改正された規定等の名称等
国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領
（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/procurance/goods/index.htm/参照）
2　この公表に関する問い合わせ先
国立大学法人京都大学財務部経理課経理調達掛
電話075―753―2167

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 11 日
国立大学法人愛媛大学
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　38
1　改正された規程の名称等
国立大学法人愛媛大学政府調達事務取扱規程
（http://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/）
2　この公表に関する問い合わせ先
国立大学法人愛媛大学　財務部財務企画課総務・照査チーム
ＴＥＬ089―927―9053

政府調達に関する協定に基づく公表

次のとおり、当社の政府調達協定に係る「物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」（以下「細則」という。）の改正について公表します。
平成 26 年４月 11 日
成田国際空港株式会社
◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12
1　改正の経緯
平成25年12月の臨時国会において、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「改正議定書」という。）の締結について承認されたことを受け、日本国が改正議定書を受諾するための手続きとして、同議定書により改正された協定が実施されるよう、当社の政府調達協定に係る細則について所要の改正を行ったものである。
2　細則の参照先（掲載場所）
本日より、当社ホームページ上
（http://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html）
に掲載する。
3　連絡先（担当部署）
千葉県成田市成田国際空港内（ＮＡＡビル）
成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ　電話0476―34―5476
Mail：chotatsu@naa.jp

第明治三二十種郵便物認可
三十五年三月
発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒105―8501　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）